

議案第 34 号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	監査委員（識見を有する者のうちから選任された者）	月額	159,000 円	を

」

「

監査委員（識見を有する者のうちから選任された者）	高度の専門知識を要する国家資格を有する者として市長が認める者	月額	200,000 円	に改める。
	上記以外の者	月額	159,000 円	

」

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。